

Adobe Substance 3D Assets製品固有利用条件

2025年4月22日発効。以前のすべてのバージョンを置き換えます。

本Substance 3D Assets製品固有利用条件（以下「製品固有利用条件」という）は、Substance 3D Assetsの利用に適用され、www.adobe.com/go/terms_jpに記載されているアドビ基本利用条件（以下「アドビ基本利用条件」という）に組み込まれます（以下、製品固有利用条件とアドビ基本利用条件を総称して「本条件」という）。本製品固有利用条件で定義されていない用語は、アドビ基本利用条件に定義されるものと同じ意味を有します。本製品固有利用条件において「本サービス」とは、Substance 3D Assetsを指します。

1. 定義

1.1. 「組み込み作品」とは、Substance 3D Assetを修正せずに組み込んだ、新しい著作物を意味します。

1.2. 「変更作品」とは、Substance 3D Assetを少なくとも部分的に変更して作成された新しい著作物を意味します。

1.3. 「Substance 3D Asset(s)」とは、Substance 3D Assets（または3D Assets）のwebページ、Substance Launcher、Creative Cloudデスクトップ、またはSubstance 3D Assetsもしくは3D Assetsと明示されているその他のアドビ所有のプロパティで利用可能なSubstance 3D Assets（マテリアル、モデル、ライト、アトラス、デカルルを含みますが、これらに限定されません）を意味します。

1.4. 「ユーザー」とは、Substance 3D Assetsを使用できる、またはそれにアクセスできる個人を意味します。

2. ライセンス許諾 お客様が本条件を遵守することを条件に、当社はお客様に対し、以下の世界的、非独占的、限定的、取消可能、譲渡不能、サブライセンス不能（本製品固有利用条件で明示的に許可されている場合を除く）な永続ライセンスを許諾します。

2.1. Substance 3D Asset(s)の使用、コピー、および修正すること。

2.2. 修正済み作品または拡張作品のみの形式で、Substance 3D Asset(s)に基づく派生作品を作成すること。

2.3. 修正済み作品への修正または拡張作品に組み込まれた場合に限り、Substance 3D Asset(s)をコピー、公開表示、公開実演、および配布すること。ならびに

2.4. 変更作品または組み込み作品の権利をサブライセンスすること。

3. 制限

3.1. お客様によるSubstance 3D Asset(s)の使用には、以下のライセンス制約事項が適用されます。お客様は、以下を行うことはできません。

- (A) (1) 変更作品への変更、または (2) 組み込み作品への組み込みがおこなわれていないSubstance 3D Assetを公開展示、公開実演、頒布、またはサブライセンスすること
- (B) 第三者がSubstance 3D Asset(s)を独立して使用、ダウンロード、抽出、またはアクセスできるような方法でSubstance 3D Asset(s)を使用すること
- (C) Substance 3D Asset(s)に関して、知的財産権をはじめとする個人や団体の権利を侵害する行為を行うこと（例えば、Substance 3D Asset(s)の原作者の著作権者人格権や、Substance 3D Asset(s)内の個人または法人の権利、使用されている物品の所有者の権利など）
- (D) Substance 3D Asset(s)を商標、ロゴ、またはサービスマークに組み込むこと
- (E) Substance 3D Asset(s)をポルノ、誹謗中傷、その他の違法な方法で使用する
- (F) Substance 3D（サーバー、接続されたネットワーク、Substance 3D Asset(s)を含む）を妨害または破壊する活動に関与すること

疑義を避けるために付記すると、Substance 3D Asset(s)の変更されていない独立したコピーを公開表示、公開実演、頒布、またはサブライセンスすることはできません。

3.2. (A) Substance 3D Asset(s)を含まない変更作品または組み込み作品がオリジナルの著作物として認められる場合、および (B) 変更作品または組み込み作品の主要な価値がSubstance 3D Asset(s)自体にない場合、お客様はSubstance 3D Asset(s)を変更作品または組み込み作品に組み込んでのみ頒布することができます。

3.3. お客様は、直接的または間接的に、機械学習アルゴリズムまたは人工知能システム（アーキテクチャ、モデル、ウェイトを含むがこれらに限定されない）を作成、訓練、テスト、またはその他の方法で改善するために、本サービスもしくは本ソフトウェア（または本サービスもしくは本ソフトウェアから受信または派生したコンテンツ、データ、Substance 3D Assets、出力、その他の情報）を使用してはならず、使用するよう第三者に指示または許可してはなりません。

4. **終了の効果**サブスクリプションおよび更新条件が終了した場合、お客様は追加のSubstance 3D Assetsをダウンロードするすべての権利を失います。上記の第2条（ライセンス）で許諾されたライセンスに基づいて、サブスクリプションの終了前にダウンロードおよび支払いが完了したSubstance 3D Asset(s)は終了後も使用でき、かかる状況で使用されるSubstance 3D Assetsには引き続き本条件が適用されます。当社は、お客様のサブスクリプションが終了した後、お客様がダウンロードしたSubstance 3D Assetsの可用性を維持する責任を負いません。明確さのために付記すると、お客様は、第3条（制約）に違反して作成または使用した変更作品または組み込み作品をサブライセンスまたは頒布してはなりません。

5. 所有権アドビおよびそのライセンサーは、Substance 3D Asset(s)に関するすべての権利、権原、所有権を保持します。

6. VIP

6.1. **Substance 3D Assets EDUオファーのみ。**本第6.2条は、お客様がVIPを通じてSubstance 3D Assets EDUプラン（以下「本オファー」という）のライセンスを取得する場合にのみ適用されます。本オファーの下でライセンス取得されるSubstance 3D Assetsについてのみ、第2条本文（（A）～（D）項を除く。これらの項は変更されない）に含まれるSubstance 3D Assetsのライセンスは、以下のように置き換えられます。

「ライセンス付与。利用条件を遵守することを条件として、かつ他の目的ではなくEDUユーザーの活動にのみ関連して、アドビはお客様に対し、世界的、非独占的、限定的、取り消し可能、譲渡不可、サブライセンス不可（本製品固有利用条件で認められている場合を除く）、永続的（お客様のサブスクリプションおよび猶予期間を含むあらゆる更新期間の終了前にお客様が行ったSubstance 3D Assetsの特定の使用に対してのみ）な以下のライセンスを許諾するものとします…」承認されたEDUユーザーの活動には、例えば、学校での学生の教科学習や教員の研究に関連する活動が含まれます。前述のライセンスは、EDUユーザーがEDUユーザーの定義を満たす限りにおいてのみ適用され、お客様は、EDUユーザーの定義を満たさなくなった個人の本オファーへのアクセス権を、猶予期間終了までに確実に取り消すものとします。本オファーの下でライセンスされるSubstance 3D Assetsに関してのみ、第4条は、以下のように置き換えられます。「お客様のサブスクリプションおよび更新期間が終了した時点で、お客様には、30日間の猶予期間（以下「猶予期間」という）が付与されます。当該猶予期間中、お客様は、当該期間満了または終了前にお客様がダウンロードし対価を支払ったSubstance 3D Assetsを使用でき、そのように使用されたSubstance 3D Assetsには引き続き本条件が適用されます。満了または終了前にお客様がダウンロードし、対価を支払ったが、猶予期間の終了前に使用されなかったSubstance 3D Assetsは、ライセンス取得済みとはみなされません。お客様は、猶予期間中にSubstance 3D Assetsをダウンロードすることはできません。猶予期間中に許可された場合を除き、お客様は、サブスクリプションの満了または終了後および更新期間後に、Substance 3D Assetを初めて使用したり、新しい状況（新しい組み込み作品または変更作品など）で使用したりすることはできません。猶予期間終了後、お客様は、直ちに未使用のすべてのSubstance 3D Assetを削除する必要があります。当社は、サブスクリプション期間および更新期間の満了または終了後は、お客様がSubstance 3D Assetsを利用できる状態に維持する責任を負いません。お客様は、第3条に違反して作成または使用した変更作品または組み込み作品をサブライセンスまたは頒布してはなりません。本製品固有利用条件で使用される場合、（1）「学生」と「学校」は、「小中高校および高等教育に関する製品固有利用条件」に規定されている用語と同じ意味を持つものとし、（2）「EDUユーザー」は、「小中高校および高等教育に関する製品固有利用条件」に定義されている「ユーザー」と同じ意味を持つものとします。